

デイサービス 重要事項説明書

ご利用者へのデイサービス(地域密着型通所介護・通所介護相当サービス)(以下、「通所介護等」という)の提供開始にあたり、介護保険法及び関連法令に基づいて、当事業所がご利用者に説明すべき事項は以下のとおりです。

1. 事業所概要

事業所の名称	株式会社優 楽 園
主たる事業所の所在地	山口県山口市楠木町1番26号
法人種別	株式会社
代表者の氏名	代表取締役 片 岡 英 之
電話番号	9-08341-5700

2. ご利用事業所

施設の名称	ゆうらく園 通所介護事業所	
施設の所在地	山口県山口市楠木町1番26号	
事業所番号	3570301741	
管理者氏名	片 岡 英 之	
電話番号	083-941-5700	
サービス提供地域	地域密着型通所介護	山口市(旧市内)
	通所介護相当サービス	(第一号事業)山口市(旧市内)
定 員	10人	

3. 事業の目的

ご利用者の要介護・要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止、または要介護状態になることの予防に質するよう、その目標を設定し計画的にサービス提供を行う。

4. 運営の方針

要介護・要支援状態となった場合においても、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の回復を図る。

並びに利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図る。

5. 職員体制

従業員の職種	体制	人数	勤務時間	1日の標準的な従業員の配置
管理者	常勤(兼務)	1名	8:30～17:30	1名(兼務)
介護職員	常勤・非常勤(兼務)	6名	8:30～17:30	2名(兼務)
生活相談員	常勤・非常勤(兼務)	6名	8:30～17:30	1名(兼務)
機能訓練指導員	常勤・非常勤(兼務)	7名	8:30～17:30	2名(専従・兼務)
看護職員	非常勤(兼務)	0名	8:30～17:30	0名

5-1.職務内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護職員	入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
生活相談員	従業員の技術指導及び通所介護計画に基づき利用者の利用者の心身の状況を的確に把握し、適切な相談援助等生活指導を行う。
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。
看護職員	介護・生活相談・機能訓練指導の兼務と医療行為を担当。

5-2.利用者の留意事項

- 1) 転倒や怪我に十分注意すること
- 2) 他の利用者に迷惑な行為(暴力・暴言等)をしないこと
- 3) 施設内の器物を損傷させないこと
- 4) 貴重品や多額の金銭を持たないこと
- 5) 利用料を滞納しないこと

6. 営業日、時間

営業日	月曜日～日曜日 ※年末年始(12/29～翌1/3を除く)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:30
休日	年末年始)12/29翌～1/3(

7. サービス提供地域

サービス提供地域は、山口市(旧市内)とする。

※小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東地区についてはご相談に応じます。

8. 通所介護等の内容

1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動・移乗の介助
- ウ. 口腔ケア
- エ. 水分補給
- オ. 健康管理(バイタルチェック)
- カ. 服薬管理
- キ. 認知症利用者に対する個別配慮
- ク. その他必要な身体の介護

2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 更衣
- イ. 入浴介助
- ウ. 身体の清拭・洗髪・洗身・足浴
- エ. その他必要な入浴の介助

3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. 栄養状態の維持改善
- エ. その他必要な食事の介助

4) アクチビィティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることが出来るような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基本的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぎ利用者の自立を支援するため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション(集団・個別)
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 園芸・栽培・土いじり
- キ. 休養(養護)

5) 送迎に関すること

- ア. 移乗・移乗動作の介助
- イ. 送迎

6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護、身体、精神的に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談助言
- ウ. 住宅改良に関する相談助言
- エ. 家族介護に関する相談助言
- オ. その他必要な相談助言

9.利用料

基本利用料（下記は自己負担額を1割とした場合の料金で、2割3割は下記の倍、3倍となります）

要介護度	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	655円	676円	750円
要介護2	773円	798円	887円
要介護3	893円	922円	1,028円
要介護4	1,010円	1,045円	1,168円
要介護5	1,130円	1,168円	1,308円

加算利用料（下記は自己負担額を1割とした場合の料金で、2割は下記の倍額となります）

項目	自己負担額
入浴介助加算Ⅰ	40 円/回
同一建物減算	-94 円/回
サービス提供体制加算Ⅲ	6 円/回
通所介護処遇改善加算Ⅱ	サービス提供実績による

通所介護相当サービス(第一号事業)1ヶ月あたりの自己負担額

項目	利用者負担額(1割)	利用者負担額 (2割)
要支援1・事業対象者	1,672円/月	3,344円/月
要支援2・事業対象者	3,428円/月	6,856円/月

介護保険対象外サービス(利用者全額負担)

- 1) 食費：昼食 540円
- 2) レクリエーション/趣味の活動:材料費等実費(利用者の希望による)
- 3) 日常生活上必要となる諸費用:実費(紙オムツ等、利用者負担が適当であるもの)

10. 苦情申立窓口

ゆうらく園 通所介護事業所	担当者	管理者 片岡 英之 d
	ご利用時間	平日8:30～17:30
	ご利用方法	一電話 083928-4309
山口市役所健康福祉部 介護保険課 住所:山口県山口市亀山町2-1	ご利用時間	平日8:30～17:15
	ご利用方法	電話 2795-934-083
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課 住所:山口県山口市朝田1980-7	ご利用時間	平日9:00～17:00
	ご利用方法	電話 1010-995-083

11. 緊急時の対応方法

通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

協力医療機関

医療機関の名称	三の宮ふくだクリニック
院長名	福田 重年
所在地	山口市三の宮1丁目-37
電話番号	2525-901-083
診療科	外科・内科
入院設備	無
救急指定の有無	無
その他	24時間対応

12. 事故発生時の対応

1)

サービスの提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村・関係機関・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ

る事故が発生した際にはその原因を解明し再発を防ぐための対策を講じる。

2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

13. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため避難救出その他必要な訓練を年に2回実施する。ものとする

